

- 1 相談会場 南行政センター（旧南区役所）
1階 市民ホール
- 2 受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

所得税の確定申告などの国税の相談は、
税務署が開催する「アクトシティ浜松確定申告
相談会場」をご利用ください。
※入場整理券が必要です。裏面「税務署からの
お知らせ」を確認してください。

3 日程

2月	対象地区	対 象 町 名
16日（金）	河輪 五島	西町、東町、河輪町、三新町、長田町、富屋町、西島町、松島町、 江之島町、福島町、遠州浜一丁目～四丁目
19日（月）		
20日（火）	飯田 芳川	渡瀬町、三和町、飯田町、下飯田町、鶴見町、新貝町、大塚町、 青屋町、石原町、安松町、芳川町、本郷町、頭陀寺町、参野町、 都盛町、恩地町、大柳町、崩野町、御給町、下江町、四本松町、 立野町、古川町、金折町、老間町、西伝寺町
21日（水）		
22日（木）	白脇 新津 可美	三島町、寺脇町、福塚町、中田島町、白羽町、瓜内町、楊子町、 新橋町、小沢渡町、倉松町、堤町、米津町、田尻町、法枝町、 卸本町、増楽町、高塚町、東若林町、若林町
26日（月）		
27日（火）		
28日（水）	全地区	
29日（木）		

※医療費控除の適用を受けたい人は、「医療費控除の明細書」を事前に作成し、持参してください。

※市民税課（元目分庁舎）や市役所（中央区元城町）では、2月16日（金）から3月15日（金）まで
申告の相談を行っていません。

【参考】市民税・県民税申告相談中央会場のご案内

- 1 相談会場：アクトシティ浜松 展示イベントホール
- 2 受付期間：令和6年2月16日（金）から3月15日（金）まで（土・日・祝日を除く）
※ただし、2月25日（日）は開催します。
- 3 受付時間：午前9時から午後4時まで
※無料の駐車場はありません。公共交通機関や有料駐車場をご利用ください。

申告するときに注意すること【所得税、市民税・県民税 共通】

- ◆ 医療費控除の適用を受けたい人は、必ず、「医療費控除の明細書」を添付してください。(医療保険者から交付を受けた医療費通知が要件を満たしている場合は、明細書へ添付することで記入を省略できます。なお、医療費の領収書の添付や提示では医療費控除の適用を受けることはできません。)※セルフメディケーション税制も同様です。
- ◆ 『ふるさと納税ワンストップ特例制度』は、所得税の確定申告書や市民税・県民税の申告書を提出しないときに適用される特例です。各申告書を提出するときは、必ず、申告書の所定の欄に控除額や寄附先・寄附額を記入してください。なお、所得税の確定申告書を提出する人は、2表「住民税に関する事項」への記入もお願いします。
- ◆ 「医療費控除の明細書」や「(営業・農業・不動産所得などの)収支内訳書」は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」での作成が便利です。

『市民税・県民税申告書』を自宅などで作成できます

市民税課 ☎457-2145

●申告用紙に手書きで記入して作成

- ・ 申告書と申告の手引などは前年の実績から対象者へ「2月上旬に郵送」します。
- ・ 申告が必要で書類が届かない人は、市民税課へ「郵送希望」の連絡をしてください。

又は

●浜松市ホームページで作成して印刷

- ・ 『市民税・県民税申告書作成コーナー』で必要項目を入力。印刷した申告書に必要事項を追記。
- ※令和6年度申告書は1月下旬から作成できます。
- 申告書の作成、申告用紙・手引などのダウンロードはこちら↓

浜松市 HP ▶

申告書作成コーナー

検索

●作成した市民税・県民税申告書と下記の書類を同封して『市民税課へ郵送』

- ① 原本を同封…給与や年金の源泉徴収票、事業所得や不動産所得の収支内訳書など
医療費控除の明細書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書、
社会保険料や寄附金の領収書(寄附金控除に関する証明書)など
- ② 写しを同封…「マイナンバーカードの表面及び裏面」又は「番号確認書類と身元確認書類(運転免許証など)」

※書類(原本)の返却を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、②の書類は返却いたしません。

税務署からのお知らせ(所得税の確定申告について)

【再編前の中・西・北区】浜松西税務署 ☎555-7111(代表)

～「スマホやパソコンでe-Tax」が簡単・便利です～

【再編前の東・南・浜北区、天竜区】浜松東税務署 ☎458-1111(代表)

国税庁ホームページの
「確定申告書作成コーナー」で作成

詳しくは、国税庁ホームページへアクセス

国税庁HP ▶

確定申告

検索

スマホの人は
こちらから →



「e-Tax (電子申告)」で送信
または、印刷して下記へ郵送

【郵送先】名古屋国税局業務センター 浜松西分室

※インターネットを利用しない人は、税務署へお電話で、
申告用紙や手引などの郵送を依頼してください。

管轄の税務署へ電話 → 音声案内で「0」を選択

◆確定申告相談会等の開催について

区分	会場	開設期間(土・日・祝日を除く)	開設時間
① 確定申告相談会場	アクトシティ浜松 展示イベントホール	2月16日(金)～3月15日(金) ※2月25日(日)は開設します。	午前9時～午後5時
② 住宅ローン控除(借入金等特別控除)説明会		2月13日(火)～2月15日(木)	午前9時～午後4時

- ◎ 各会場への入場には「入場整理券」が必要です。入手方法は、オンラインによる事前発行(LINE アプリ)および当日配付となります。
※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
- ◎ 会場では、基本的にご自身の操作によるスマホを利用した申告書の作成指導を行います。
スマホやマイナンバーカード(発行時に設定した2つのパスワードが必要)をお持ちいただくと、申告書の作成がスムーズに行えます。

国税庁 LINE 公式アカウント

